○国土交通省告示第八百六十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十四年五月三十日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ―331	スズキ　ＪＢ　Ｋ―ＧＪ55Ｄ	オートバイ	スズキ　Ｊ509	0.248	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第八百六十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、ヤンマー株式会社から、製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があった。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

1．変更する製作者等の氏名又は名称及び住所

新	旧
ヤンマー株式会社 大阪府大阪市北区鶴野町１番９号	ヤンマー株式会社 大阪府大阪市北区茶屋町１番32号

2．変更年月日

平成23年12月12日

○国土交通省告示第八百六十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
特763	ニチユ　241ＡＣ	日本輸送機株式会社	京都府長岡京市東神足２丁目１番１号

○国土交通省告示第八百六十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
特2103	ニチユ　ＺＡＦ―215ＡＦ	日本輸送機株式会社	京都府長岡京市東神足２丁目１番１号
特2104	ニチユ　ＺＡＦ―216ＡＦ	〃	〃
特2105	ニチユ　ＺＡＦ―288ＡＤ	〃	〃

○国土交通省告示第八百六十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
特754	ニチユ　212ＡＢ	日本輸送機株式会社	京都府長岡京市東神足２丁目１番１号

○国土交通省告示第八百六十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年三月十九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―2308	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｎ04Ｃ－６	トヨタ　ＳＱＧ－ＸＫＣ＊＊＊＊＊、トヨタ　ＳＱＧ－ＸＫＵ＊＊＊＊＊、日野　ＳＱＧ－ＸＫＣ＊＊＊＊、日野　ＳＱＧ－ＸＫＵ＊＊＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第八百六十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年三月二十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊁Ｇ―2337	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ―ＶＥ３－１	トヨタ　ＤＢＡ－ＬＡ300Ａ、トヨタ　ＤＢＡ－ＬＡ310Ａ、ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ575Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ585Ｓ、トヨタ　ＤＢＡ－Ｌ575Ａ、トヨタ　ＤＢＡ－Ｌ585Ａ、ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ675Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ685Ｓ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第八百六十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年三月二十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊁Ｎ―1185	騒音防止装置　日野　01―Ｎ04Ｃ―12	トヨタ　ＴＱＧ－ＸＫＣ＊＊＊＊＊、トヨタ　ＴＱＧ－ＸＫＵ＊＊＊＊＊、日野　ＴＱＧ－ＸＫＣ＊＊＊＊、日野　ＴＱＧ－ＸＫＵ＊＊＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊁Ｎ―1186	騒音防止装置　日野　01―Ｎ04Ｃ―13	トヨタ　ＴＫＧ－ＸＺＣ＊＊＊＊＊、トヨタ　ＴＫＧ－ＸＺＵ＊＊＊＊＊、日野　ＴＫＧ－ＸＺＣ＊＊＊＊、日野　ＴＫＧ－ＸＺＵ＊＊＊＊＊	〃
㊁Ｎ―1187	騒音防止装置　日野　01―Ｎ04Ｃ―10	〃	〃